

## J-クレジット制度における木材利用の炭素固定量のクレジット化についての意見・情報の募集の結果

令和4年8月5日  
林野庁森林利用課

### (1) 概要

「J-クレジット制度における木材利用の炭素固定量のクレジット化」について、以下のとおり意見・情報の募集を行いました。

- ① 意見募集期間:令和4年7月6日から令和4年7月19日まで
- ② 告知方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)への掲載により実施
- ③ 意見提出方法:インターネット・郵送のいずれか

### (2) 提出いただいた御意見の件数(御意見の概要とそれに対する考え方は別紙に整理)

- ・提出者数:32人(個人、団体・法人)
- ・意見総数:41件
- ・意見を踏まえ制度文書改定案の修正を行ったもの:2件

### (3) 制度文書改定について

上記御意見を踏まえ、木材利用の炭素固定量のクレジット化について、令和4年6月28日に開催されたJ-クレジット制度運営委員会・第3回森林小委員会において取りまとめられた案に追記する形で、制度文書改定案を作成いたします。本案は令和4年8月5日に開催が予定されている第27回J-クレジット制度運営委員会において審議される予定です。J-クレジット制度運営委員会や森林小委員会の詳細については、下記URLを御参照ください。

[https://japancredit.go.jp/steering\\_committee/](https://japancredit.go.jp/steering_committee/)

## J-クレジット制度における木材利用の炭素固定量のクレジット化に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

※取りまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ご意見を踏まえ、制度文書改定案を修正したご意見については、通し番号に○を付けています。

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>第3回森林小委員会を傍聴したが、主伐・再造林の循環システムを構築するという今回の一連の制度見直しの目的に合致することから、炭素固定量の永続性が確保されるとみなされる期間は60年の方向で議論がまとまった、という印象を持った。しかし、今回の案や議事概要では永続的とみなされる期間を90年としているため、どのような論拠を持って90年と決めたのか示していただきたい。</p>	<p>第3回森林小委員会では、議論の結果、永続性期間は90年とするという結論が出されました。委員会で出た主な理由としては、VCS (VCS Standard, VCS Methodology requirements) 等の海外のクレジット制度における吸収系クレジットのルールは一般的には永続性期間を100年としていること、60年とした場合には次回の伐採サイクルによるインフローを前提とするため、適用範囲が再造林が計画された林分から産出される原木に限定されること、主伐材由来の木材製品の炭素固定に係る認証申請は1回に限られ、次回以降認証申請できなくなること、60年後には主伐・再造林される蓋然性が高いとしても、ファクトではなく予測に基づいてクレジット認証を行うのはJ-クレジット制度の趣旨にそぐわないこと等があります。</p>
2	<p>森林小委員会にて提案された60年案は、算定方法や根拠について十分に説得力があり、政策目的とも合致しているため、永続的とみなされる期間については60年とすることが望ましい。</p>	<p>森林小委員会での結論は、永続的とみなされる期間を90年とすることとなりました。</p>
3	<p>賛成。合板用とは、普段の言葉で使われている合板以外の集成材やLVL、CLT、MDFなども含まれる、との文言が必要と考える。 LVL、OSB、HB、LSL、PB、MDF等の明らかに建築材として使用されるエンジニアードウッドに加工される伐採木材についても、長期にわたる炭素貯留効果を有しているため、クレジットの算定対象となる制度設計としていただきたい。(同様の意見1件)</p>	<p>ここでいう製材用材、合板用材は、木材統計における用材の用途区分のうち、それぞれ製材用材と合板用材を指しており、集成材及びCLTのラミナ製造に用いられる原木は製材用材に、LVL用の単板製造に用いられる原木は合板用材に含まれます。 この度の方法論の見直し案は、プロジェクト実施地から伐採された丸太の数量をモニタリングし、その丸太が木材製品として利用され、永続的とみなされる期間における炭素固定に係る吸収量を算定するものです。木質ボード等を算定に含める場合、プロジェクト実施地から伐採・出荷された原木のうち、最終的に木質ボード等として利用される数量を把握するという手法が考えられます。 この度の方法論の見直しでは、本件に係る議論ができていないため算定対象として含めておりませんが、ご意見のとおり木質ボード等も長期にわたる炭素貯留効果を有するため、信頼性の高い方法で算定することができる前提が整い、今後の議論で整理できれば、木質ボード等も算定対象として加えられるよう方法論等を見直すこととします。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>「木材市場へ出荷した原木について、用途別出荷量のデータの入手が困難な場合は…」との記載があるが、昨今木材市場等流通業者においてもSGEC認証やクリーンウッド法登録事業者などの管理基準を設けている事業者もあるため、「用途別出荷量のデータの入手が困難な場合は」のみの記載としてはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、木材市場へ出荷した場合でも用途別出荷量の把握が可能な場合もあるため、「木材市場へ出荷した原木について、用途別出荷量のデータの入手が困難な場合」としていた案について、制度文書改定案においては、「原木の用途別の仕分けを出荷先が行う場合であって、自らは用途別の出荷量のデータを入手できないとき」に修正します。</p>
5	<p>見直し案では、プロジェクト実施地から出荷される原木のうち、製材用材及び合板用材のみが算定対象とされている。今後、川下の事業者がプロジェクト実施者となる等の新しい方法論が議論される際には、木質ボード（ファイバーボード、パーティクルボード）用に出荷される伐採木材の炭素固定量も製材、合板と同様に算定対象に追加するよう検討いただきたい。（同様の意見1件）</p>	<p>この度の方法論の見直し案は、プロジェクト実施地から伐採された丸太の数量をモニタリングし、その丸太が木材製品として利用され、永続的とみなされる期間における炭素固定に係る吸収量を算定するものです。木質ボード等を算定に含める場合、プロジェクト実施地から伐採・出荷された原木のうち、最終的に木質ボード等として利用される数量を把握するという手法が考えられます。</p> <p>この度の方法論の見直しでは、本件に係る議論ができていないため算定対象として含めておりませんが、ご意見のとおり木質ボード等も長期にわたる炭素貯蔵効果を有するため、信頼性の高い方法で算定することができる前提が整い、今後の議論で整理できれば、木質ボード等も算定対象として加えられるよう方法論等を見直すこととします。</p>
6	<p>原木の用途別の出荷量を把握できなかったケースとして、木材市場へのお荷のみを想定しているが、昨今は、中間土場を経由して直送する場合など、様々な形態が普及しており、木材市場へのお荷以外でも、データ入手困難なケースがある。よって、このようなケースについても、用途別の出荷量を把握できないケースとして、クレジットの算定対象となる制度設計としていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「木材市場へ出荷した原木について、用途別出荷量のデータの入手が困難な場合」としていた案について、制度文書改定案においては、「原木の用途別の仕分けを出荷先が行う場合であって、自らは用途別の出荷量のデータを入手できないとき」に修正いたします。</p>
7	<p>モニタリングにおいて、用途別出荷量のデータ入手が困難な場合に、3つの方法が示されているが、少しでもプロジェクト実施者の負担軽減を図るため、「3」の農林水産省統計に基づく算定を基本（当該統計データから都道府県別の数字が明示（推計）できるのであれば、その値）とすることとしてはどうか。</p>	<p>森林小委員会での議論において、クレジットの付与先を川上とするか川下とするかを定めるに当たっては、どのような政策意図を持たせるかという観点も重要という指摘があったところであり、森林経営活動方法論の中で伐採木材の炭素固定量を森林吸収量の算定対象に追加する以上、プロジェクト実施地から供給される原木については、パルプチップ用材やバイオマス用材など永続性が担保されない用途よりも製材用材や合板用材の比率を高める取組に対してインセンティブを与えることが重要と考えています。このため、出荷される原木の用途別内訳のモニタリングについては、実態を把握することを基本とし、2や3で示した都道府県の統計や農林水産省の木材需給表の数値の使用は、原木の用途別の仕分けを出荷先が行う場合であって、自らは用途別の出荷量のデータを入手できないときに限定することとしています。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>今回の制度改正は、森林生長でのCO2吸収に加え、生長後の木材が固定化したCO2をクレジット化するという趣旨と理解。課題はクレジットのダブルカウントを防ぐルール化を明確にすることである。もう1点の課題は、炭素固定した木材を利用し製品化した場合、どの状態まで固定化したときにクレジット化して良いのかである。特に製紙などは、固定化しているとは言えないのではないかと。クレジットが流通するかしないかは、木材を製品化した時のメリットがきちんと認められてアピールできるか否かが、大きなポイントとなると考える。</p>	<p>今回の改正で新たに算定対象となる伐採木材の炭素固定量は、伐採により森林の生体バイオマスプールから木材の炭素プールへ移動したCO2を対象としているため、伐採時点で森林の生体バイオマスプールからは排出計上しており、森林の生体バイオマスのCO2吸収量とはダブルカウントとはなりません。また、製品化した木材の用途については、建築用など、永続的に炭素が固定されると考えられる製材用材及び合板用材を対象としてクレジット化するものであり、製紙の原料となるパルプチップ用材や、バイオマス発電に使用される燃料用材等は、クレジットの算定対象には含めないこととしています。</p>
9	<p>J-クレジット制度において、森林経営計画に認定されていない小面積の森林であっても、所有者が計画的に育林している森林は対象に含めるべきである。実際には森林経営計画の認定要件面積を満たさない森林が多くあり、それを個人が取りまとめて森林経営計画を立てるなど、小面積所有者にとっては無理難題である。森林経営計画をプロジェクト登録の要件とすることは、小面積の森林所有者を排除することとなり、不平等である。</p> <p>森林経営計画により大面積の森林を作り、効率化を図る施策は理解するが、小面積の森林を所有し、専業でない者が休日を利用して森林管理を行っていくことも大切ではないか。そうした森林にカーボンクレジットを取り入れることで、森林所有者の関心が高まり、森林の状況が大きく変わるのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおり、小規模所有者が自ら所有する森林を適切に管理する取組は大変重要なものと認識しております。一方、カーボンクレジット制度は、認証されたクレジットを販売・取引することによって排出量のオフセットを認めることを目的とする以上、クレジットの質を確保することが不可欠であり、森林プロジェクトの場合、適切な森林施業が実施されること、永続性が担保されること、恣意的な運用がされないこと（主伐する箇所を意図的に吸収量の算定から除外するなど）等の仕組みを担保する必要があります。このため、J-クレジット制度における森林経営活動方法論においては、森林経営計画の作成を登録の要件としているところです。</p> <p>なお、小規模所有者であっても一団の森林を集約化することにより森林経営計画をたてられるよう、様々な支援策を講じているところです。</p>
10	<p>木材利用の炭素固定量について、その他の改定内容とは別でパブリックコメントを実施することとなったのは、クレジットを川上につけるか川下につけるかで議論を尽くすためだったと認識しているが、今回の案となった理由は何か。森林の育成は大事であり、それに関するクレジットが増大することは歓迎する。しかし、この改正で木材が使われるようになるかは疑問である。川上は森林蓄積の増加による生体バイオマスの増加量に対して吸収量を評価する方法が既にあり、原木が木材製品になってこそCO2を固定するため、その製品のCO2固定量によって排出をオフセットできる仕組みにするべきである。（同様の意見12件）</p>	<p>今回の改正で、これまでJ-クレジット制度において算定対象に含まれていなかった伐採された木材の炭素固定量を森林吸収量の一部として認証申請できるルールを導入することにより、建築用材等として長期間利用可能な品質の高い林木の育成を促すとともに、製材・合板向けの原木出荷量の増大に対するインセンティブにもなると考えています。木材の炭素固定効果のみを評価する方法論を新たに作成し、木材を利用する川下側にクレジットを付与する仕組みについて森林小委員会で検討しましたが、二重主張を避けるためのプロジェクト実施者の資格制限、追加性要件、永続性の確保、ベースラインの設定方法及びプロジェクトのバウンダリー内でのアウトフロー（解体・廃棄）の把握手法、政策目的との適合性等に関し、制度化するために解決すべき課題が残されているため、森林小委員会の結論としては、今後の検討課題とするという結論になりました。なお、カーボンクレジット制度は基本的に自らが創出したクレジットを他者に販売することによって他社の排出量をオフセットするものであるため、木材の炭素固定量に係るクレジットを川下に付与する制度が認められたとしても、木材製品を利用する者自らが自社の排出量のオフセットに活用することはできません。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
11	<p>HWPを上手に使用すべきである。SDGsが叫ばれる中、多くの相殺手段が出ている一方、木材は「固定化」という、なんとなく地球によいというレベルでしか言えない。利益がなければ動かない人が多い中、HWP以外で排出量を相殺できる製品が出れば、お客様はそちらを選択する。</p>	<p>木材は、CO2を固定するだけではなく、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリート等の建築資材よりも比較的少ないことから、建築物に木材を利用することは、建設に係るCO2の排出削減に貢献します。さらに、木材を有効利用することにより、「伐って使って植える」という森林のサイクルがうまく循環し、林業の生産活動も活発になり、CO2吸収をはじめとする森林の持つ様々な機能も十全に発揮されるようになります。林野庁としては、関係省庁とも連携し、木材の炭素固定効果のみにとどまらず、こうした木材の持つ環境価値を普及・促進し、木材の利用の推進に努めているところです。</p>
12	<p>公共建築物以外の様々な分野でも木材利用推進の話を耳にするが、建築物を建てる際、カーボンニュートラルを目指すための最大の要因である二酸化炭素のオフセットができなければ、民間での木材利用は広がらないと考える。森林クレジットを買うようなシステムは、木を建築物に使う意味（必要性）が激減する。二酸化炭素をオフセットできるクレジットはそれぞれの製品に付与すべきである。木材を使った分だけ二酸化炭素をオフセットできる方法の方がシンプルでわかりやすい。「この建物はカーボンマイナスです」と言われれば、そうではない建物より購入意欲が湧き、入居の理由にもなる。環境パフォーマンスデータの開示等で対外的に自社の社会的・環境的貢献を主張しようとする企業が、自社ビルなどの木材利用についてクレジット認証されれば、その量に関わらず極めて重要な木材利用推進の契機となる。国産の木材を使ってほしいなら、買う側の立場で考えるべきである。（同様の意見4件）</p>	<p>カーボンクレジット制度は、クレジットを創出した者が排出量のオフセットを目的とする他者にクレジットを販売できる仕組みであるため、二重主張を禁止する観点から、クレジットを他者に販売した場合、原則として当該クレジット分の環境価値を主張できないルールとなっています。このため、建築物に係る炭素固定効果や省エネ性能についてPRを行おうとする場合には、自らクレジットを獲得して他者に販売するよりも、自社の物件に係る環境価値を定量的に評価して見える化する方が訴求効果を期待できるケースも考えられます。こうした取組を支援するため、例えば林野庁では、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとって分かり易く表示する方法を示したガイドライン（建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン）を作成・公表したほか、令和3年度から、木材利用の効果が建築分野のESG投資等において有効に評価されるよう、建築物における木材利用に係る評価項目や指標、評価の仕組みのあり方等について、有識者による検討を実施しているところです。</p> <p>建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン  <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html</a></p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
13	<p>「プロジェクト実施地から生産された木材製品中の炭素固定量については、吸収量として評価する仕組みとはなっていない。」とのことだが、そもそも炭素の吸収と固定を同等のものとして扱うことに疑問を感じる。そのため、本見直し内容についても理解しがたい。</p> <p>第3回森林小委員会資料にあったように、川下側での方法論確立があつてこそ木材製品の炭素固定化が正しく評価されるのではないかと。川上側にのみクレジットを付与する本見直し案では不十分である。ぜひ川下側にクレジットを付与する方法論についても引き続き模索していただきたい。</p>	<p>京都議定書第2約束期間以降、HWP（伐採木材製品）による炭素固定の変化量を温室効果ガスインベントリに含める国際ルールが導入されたのは、森林吸収量の算定において伐採を即時排出として計上する従前のルールを見直すためであり、HWP（伐採木材製品）は森林吸収量を算定する炭素プールの一つに位置づけられています。このため、海外のクレジット制度においても、木材製品の炭素プールを森林経営活動における吸収量の算定の一部に含めている例は存在しますが、木材の炭素固定の増加量を独立した方法論として制度化している例は存在しません。</p> <p>J-クレジット制度において、木材製品を利用する川下側にクレジットを付与する仕組みを制度化するためには、制度上の要求事項を満たすための様々な課題を解決する必要があります。政策目的との適合性に関しても、木材製品の利用者側へクレジットを付与する場合は、その対象とする活動が追加性を満たし、かつ、持続性を有する建築物に限られるため、その対象はきわめて限定的となりざるを得ず、木材需要を喚起するための政策ツールとしての有効性も限られたものとなります。このため、今回の改正では原木を出荷する森林側にクレジットを付与する仕組みを導入することとしており、木材製品を利用する側へのクレジットの付与のあり方については、今後の検討課題としております。</p>
14	<p>川下にクレジットを付与する場合は非住宅又は高層住宅に限定されるのに対し、川上に付与する場合はなぜほとんどが住宅用である建築用材が算定対象として認められるのか。（同様の意見1件）</p>	<p>クレジットの付与先が川上であれば川下であれば、追加性及び持続性の要件を満たさなければならぬのは同様です。川上に付与する今回の見直し案は、製材用材及び合板用材として出荷された原木のうち、加工歩留まり等を考慮した上で、90年間木材製品として維持される分の炭素固定量を吸収量として算定することとしており、追加性が認められる森林経営活動によって吸収されたCO2が木材に固定されている量を評価するものです。一方、川下（建築側）に付与しようとするれば、「木材を利用すること」の追加性の有無を判断する必要があります。一般的に木造が主流となっている住宅については追加性がなく、非住宅・高層住宅に限定されることとなります。</p>
15	<p>第3回森林小委員会資料4の15ページでは、「川下へクレジットを付与するスキームを導入した場合、国産材と輸入材との扱いを差別化することが困難となり、NDCに貢献しないもの（輸入材由来の木材製品）をクレジットの算定対象に含めることとなる」とあるが、輸入材を算定対象とする方法論が策定されれば、日本のNDCには貢献しないものの、グローバルな目的に貢献すると世界へ主張可能となる。</p>	<p>輸入材に係る取扱いについては、それが国内で使われたとしても炭素固定効果が発揮されるというご指摘はそのとおりですが、クレジット制度としてこれをルール化する上では、インベントリとの整合性を考慮することがクレジットの信頼性の確保の観点からも適当であり、海外におけるクレジット制度とのダブルカウントの問題も引き起こす可能性があるため、慎重な対応が求められます。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>川下側にクレジットを付与する新しい方法論が確立した際は承認すると森林小委員会で決定したと認識しているが、それに関連し、委員から場合によっては制度文書を変更する旨を記載すべきではないかと指摘があった。</p> <p>制度事務局の回答があいまいであったが、川下側にクレジットを付与する手法について検討を続けると制度文書上に明示すべきではないか。</p> <p>川下に付与する仕組みがある方が消費者の購入意欲が増加すると考えられるため、検討を続けていただきたい。</p>	<p>第3回森林小委員会における議論の結論としては、木材利用の炭素固定量について、川下（木材利用）へクレジットを付与する独立した方法論を策定するためには、制度設計を行う上での詳細ルールについて整理すべき課題が多く残されているため、現行の森林経営活動方法論を改正する形で、川上（林業経営）へクレジットを付与する仕組みを導入するのが妥当というものであり、今後、川下へクレジットを付与するための制度上の要求事項について適切に整理された形で新規方法論が提案された場合には検討を行うこととしています。また、ダブルカウント等の可能性の問題が避けられない場合は改めて森林経営活動方法論も含めて見直しを行うこととしています。なお、委員からの指摘の内容は、制度文書全般について定期的に見直しを図ることを明記すべきとの内容であり、J-クレジット制度においては、制度文書全般について、必要に応じて見直しを実施しております。</p> <p>制度文書の方法論策定規程には、新たな方法論の提案や改定にかかる手続きについて明記されています。</p>
17	<p>昔は二酸化炭素濃度が非常に高かったことを考慮すれば、木材は元々空気中に存在していた炭素が木材という形になっただけのものであり、燃焼により空気中の二酸化炭素が増加することや木材として利用することが地球環境に影響があるとは考えられない。このような数字遊びはやめるべきである。</p>	<p>カーボンニュートラルの実現を目指す上で、森林は吸収源としての役割を發揮することが期待されており、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）においても、森林経営活動等を通じた森林由来クレジットの創出拡大を図ることとされています。</p>
18	<p>森林小委員会での事務局の考え方は、川上にクレジットを付与することを前提としたものだったのではないか。（同様の意見1件）</p>	<p>森林小委員会では、川上及び川下にクレジットを付与するそれぞれの場合における課題や論理的妥当性を整理して検討を行い、特に第2回森林小委員会で川下にクレジットを付与するための仕組みについて議論を尽くすべきという意見が出されたことを受け、第3回森林小委員会では川下にクレジットを付与するための制度的課題について集中的に議論を行ったところです。その結果、委員全員のコンセンサスとして、クレジットの付与先を川上とするという結論に至りました。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
19	<p>Jクレジット制度における木材利用の炭素固定量のクレジット化について、森林利用課の7月6日付の考え方で進めることには反対する。</p> <p>次のような諸点にお答えいただくとともに、今後、関係者での議論をしっかりとさせていただくことを願う。</p> <p>木材利用の炭素固定量をクレジット化することは大切なことだと考えているが、これを推進するのは、製材産業、住宅産業をはじめとしたいわゆる川下の方々の努力があつてこそであるとする。これらの方々が満足するような形での制度設計が必要であると考えるが、これらの方々のご意見を十分に聞かれたのか教えていただきたい。少なくとも私が知る限りでは十分だと思えない。</p> <p>具体的な内容のうち、90年の残存率を使うことについては、なぜそうすべきなのか明確に説明するとともに、これについても関係者の理解を得られているのか教えてほしい。残存率については、30年とか60年、90年と色々な考え方があり、60年か90年かという議論がされていたのではないかと推測するが、最終的に「森林関係者に最も不利な90年」を選ぶのはどういう理由からか。林野庁森林利用課があえて林業者に不利になるような数字を提案することはおかしいのではないか。</p> <p>クレジットの付与対象者について明確に書いていないように思える。大きな論点となっていた点についてパブリックコメントの募集に当たって明確な記載をしないことは適当ではない。</p> <p>森林の保全管理等についてクレジットを付与する相手については森林の管理をする方等の川上でいいと思うが、このHWP関連クレジットについては、実際に木材を利用する川下の関係者とすべきである。もし、川上側を付与者とするのであれば、クレジットを二重に発行するのではないかという疑念をいだかれること、川下側の協力が得にくくなることでよくない。</p> <p>これについての議論が十分に尽くされていないように思う。</p> <p>どの木材が付与の対象になるかについて、原木で出荷したものすべてについて機械的に計算して量を出すように思えるが、これはJクレジットの新規性・追加性の概念と齟齬があるのではないか。そもそもこのような仕組みがJクレジットに合うのかについての議論も十分になされていないように思える。</p> <p>日本の森林・林業については、様々な関係者が応援できるような仕組みにすることが大切であり、仕組みを検討するに当たっても応援してくれる人をはじめとした関係者からの意見をしっかりと聞くことが大切だと思う。</p> <p>このままで第27回Jクレジット制度運営委員会に諮ることは、のちに後悔するような仕組みができる可能性があり、せつかくの多くの関係者の気持ちを踏まえたいものとなることから反対する。</p>	<p>再エネや省エネなど含め60以上の方法論を有するJクレジット制度において、制度の見直しは、通常、運営委員会での審議を経て決定していますが、今回の森林経営活動方法論の見直しに当たっては、制度運営委員会の下に有識者からなる森林小委員会を設置し、議論を重ねてきました。小委員会には川上、川下の専門家をはじめクレジット制度の専門家などに参加していただき議論をしていただいています。このように小委員会を設置して有識者の意見を聴きながら検討を行うことにより、制度管理者としては丁寧に議論を進めてきたものと考えています。</p> <p>また、森林経営活動方法論の制度上の課題について令和3年12月の第24回運営委員会に報告して以降、多くの方々から問い合わせ等があり、こうしたことを通じて木材流通の川下に位置づけられる関係者に限らず、様々な方々と幅広く意見交換を実施してまいりました。クレジットの算定に用いる木材製品の残存率に関しては、持続性の確保というクレジット制度の原則に即したルールの中で持続的とみなされる残存期間の評価方法について、小委員会で議論を尽くしていただいた結果、全委員が合意できる「90年」とする結論に至りました。曲線の傾きがなだらかになった（建物の解体に伴う排出量がほぼなくなった）とみなすためには、少なくとも残存率の近似曲線の2次導関数が増加から減少に転じる点（87年）を超えた地点とすべきという考え方です。（第3回森林小委員会資料4 19～22頁）</p> <p>クレジットの付与先については、第2回森林小委員会において、川下に付与するための制度のあり方についての検討の深掘りが不十分であると指摘されたことを受け、第3回森林小委員会においては、川下にクレジットを付与するための制度的要求事項を集中的に議論しました。その結果、クレジットの付与先を川上とすることを森林小委員会の結論とすることが、委員全員のコンセンサスとして決定したところであり、その結果をパブリックコメントにお示ししました。</p> <p>なお、森林小委員会では、「川下へクレジットを付与する手法を検討すべきという意見が引き続きあることも踏まえ、今後、小委員会で示した課題や論点に対して適切に整理された形で新規方法論が提案された場合はJクレジット制度運営委員会において検討を行い、適当と認められる場合は、新たな方法論として承認する。その際にダブルカウントの可能性等の問題が避けられない場合は、改めて森林経営活動方法論も含めて制度の見直しを行う。」（第3回森林小委員会 資料4 18頁）ことも確認されたところであり、今後の議論の進展に応じて柔軟に対応していく考えです。</p> <p>Jクレジット制度の追加性の要件については、森林経営活動方法論に基づくプロジェクトでは、間伐や造林等の森林施業に関する経済的障壁の有無をもってこれを判断していません。今回の制度見直しにより、この森林経営活動方法論に基づくプロジェクトにおいて、プロジェクト実施地からの伐採木材に由来する木材製品に係る炭素固定量のうち、持続的に固定されるものを算定対象に加えることとしています。このため、森林経営活動方法論に基づくプロジェクト全体として、伐採木材を含め追加性を判断することとなることを、森林小委員会においても説明させていただきました。</p> <p>ご指摘のとおり、日本の森林・林業を様々な関係者が応援できるような仕組みにすることが大切であるという点は非常に重要なことと考えており、新たな知見等の収集・分析に努めつつ、パブリックコメントのご指摘を含め、より幅広い関係者の意見をしっかりと聞く取組を進めながら、よりよいクレジット制度となるよう努めてまいりたいと考えています。</p>

通し 番号	ご意見の概要	御意見に対する考え方
20	<p>前回（「J-クレジット制度における森林管理プロジェクトの制度見直しの概要についての意見・情報の募集」のパブリックコメントでも川下へのクレジット付与についての意見についての対応について明言を避けていた上、第3回森林小委員会の議事概要でも川上に付与するという結論を前提とした議論だったように見える。パブリックコメントを公募する必要性が感じられない。</p> <p>川下にクレジット付与を行わないとした明確な説明を求める。川上へ付与するとした結論の根拠が不足しているように思う。</p>	<p>6月2日から6月15日までの期間に実施した森林管理プロジェクトの制度見直しについて意見募集を行った際には、木材利用の炭素固定に係るクレジット算定については、引き続き森林小委員会において制度の基本設計のあり方について継続検討中であるため、今回のパブリックコメント募集の対象としないこととしていたところですが、6月28日に開催された第3回森林小委員会において、川上側へ付与する仕組みとする案で合意が得られたことから、今回改めて意見の募集を実施したものです。クレジットの付与先を川上とする結論に至ったのは、森林小委員会での議論の結果、川下に付与するための新しい方法論を策定するためには、二重主張を避けるためのプロジェクト実施者の資格制限、追加性要件、持続性の確保、ベースラインの設定方法及びプロジェクトのバウンダリー内でのアウトフロー（解体・廃棄）の把握手法、政策目的との適合性等の課題に関し、現状では制度化の要件を満たすことが困難と判断されたためです。</p>
21	<p>川上側で木材利用の炭素固定量のクレジット化について一定の合意が得られたことは、特に主伐時の排出計上量が緩和されるということで、森林由来のクレジット創出拡大につながると考える。</p> <p>木材利用の炭素固定量については、「永続的とみなされる期間：90年」として算出するため、森林の吸収量の永続性担保措置のような措置（認証対象期間＋期間終了後10年間の義務的事項）は不要とすべき。</p>	<p>伐採木材の炭素固定量については、木材製品の90年後の残存率をモデルによって算定する手法を採用しているため、出荷した原木に係る流通段階のモニタリングは求めていません。今回の見直しは、あくまで森林経営活動方法論の吸収量の算定対象に伐採木材の炭素固定量を追加するという考え方であり、永続性担保措置を求める期間については、従来どおり、森林管理プロジェクトの認証対象期間＋期間終了後10年間とする考え方に変更はありません。</p>